

## 大阪市告示第1508号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき市税の収納事務を次のとおり委託したことを、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年10月31日

大阪市長 横山英幸

### 1 指定公金事務取扱者

株式会社電算システム

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

### 2 指定公金事務取扱者に委託した歳入等

- ・市税（当該市税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
- ・市税と併せて賦課徴収する府税及び国税並びにそれらに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費

### 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年9月4日

### 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和6年9月17日

### 5 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

（財政局税務部収税課）